

日 連 7 第 384 号
(業 3 第 26 号)
令和 7 年 7 月 4 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹
(公印省略)

「日税連成年後見支援センターHP」ドメインの第三者取得等に係る対応方お願い

標題に関し、本会において「日税連成年後見支援センターHP」を令和 7 年 3 月 31 日に閉鎖したところですが、本会にて廃止したドメインを海外の第三者が取得し、類似サイトを設置していることが判明しました。

つきましては、貴会において下記対応いただきたくよろしく申し上げます。なお、本件については令和 7 年 6 月 24 日開催の正副会長会にて報告をしておりますことを申し添えます。

記

- ① 日税連 HP におけるお知らせの会員周知
<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/250703b/>
- ②旧「日税連成年後見支援センターHP」のリンク削除

以上

日税連成年後見支援センターHP ドメインの第三者取得等について（報告）

【発生した事象】

日税連成年後見支援センターHP 閉鎖後に同ドメイン(nichizeiren-seinenkouken.org)を海外の第三者が取得し、コピーサイトを設置。

<https://www.nichizeiren-seinenkouken.org/>（現在←は日税連が管理しているものではない状態）

<補足>

- ・日税連成年後見 HP は令和6年12月正副会長会にて令和6年度をもって廃止を決定していた。
- ・管理分担は以下のとおりであった

日税連：ドメイン契約者

お名前ドットコム：日税連契約時のドメイン登録業者

イデアルデザイン：ホームページ構築及びサーバ管理業者

【原因】

廃止したドメインは一定期間経過後、誰でも取得可能となることから、海外の第三者が取得（ドロップキャッチ）し、当該ドメインの遷移先にコピーサイトを作成した（コピーサイトはインターネットアーカイブから材料を取得したと思われる。）もの。

【現状】

コピーサイトを確認したところ、現状、従前の HP と変わりはなく、新たに設置された外部リンクや個人情報入力遷移はない。

【対応（想定）】

①対外的に日税連とは無関係なサイトであることの公表（一般的な対応）

愛知県の例：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/releasedomain.html>

②インターネット検索にかからないよう申請(google 等)

③日税連廃止後のドメイン登録業者（シンガポールの業者）に削除申立

④HP 注視

→廃止されたドメインを取得する行為（ドロップキャッチ）自体は違法ではないことから、日税連を騙った偽サイトの作成又は日税連成年後見 HP のデータを無断で使用したことによる商標権又は著作権侵害により偽サイトの管理者へ削除対応を求めることが考えられるが、国際的な調停機関を経てドメインを放棄させる手続には所要の情報を集め1,500ドル程度を要する、また、ドメインを保持し続けられない限り再度第三者に取得される虞はあり、すぐに着手する必要はないと考えられる。

⑤テキスト等における URL 表記を順次削除するとともに税理士会に情報共有する。

【今後】

- ・日税連における保有ドメインの一元把握・管理

→新規ドメインはなるべく取得せず、永続利用する可能性が高い日税連ドメインのサブドメインを用いる。

- ・既に取得しているドメインを廃止する場合にはドロップキャッチリスクも含め留意する。